

講習の選び方

◆免許状更新講習は、30時間以上（必修領域講習6時間以上、選択必修領域講習6時間以上、選択領域講習18時間以上）受講・修了することが必要になります。

講習の領域	時間数	講習の選び方
必修領域	6時間以上	◆必修領域の講習については、お持ちの免許状の種類は関係なく、 全員共通の内容 です。
選択必修領域	6時間以上	◆所有する免許状の種類や勤務する学校の種類等により、 所定の内容から選択して受講・修了 します。 ※各講習に認定されている「主な受講対象者」は、講習内容に照らし、対象となる学校種等をわかりやすく示すために大学が独自に設定しているものであり、当該項目に所持する免許状の教科が明記されていない場合も、教員免許更新のための講習と認められます。
選択領域	18時間以上	<p>◆講習は、対象職種(教諭・養護教諭・栄養教諭)に応じた講習を受講・修了する必要があります。</p> <p>◆複数の免許状を所持する場合、旧免許状・新免許状のどちらを所持するかによって、選択する講習が異なる場合があります。(詳細は次ページ)</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD A[所持する免許状 ・幼稚園教諭免許状 ・小学校教諭免許状 ・中学校教諭免許状 ・高等学校教諭免許状 ・特別支援学校教諭免許状] --> B[教諭] A --> C[養護教諭] A --> D[栄養教諭] E[養護教諭免許状] --> C F[栄養教諭免許状] --> D G[対象職種] </pre> </div> <p>※各講習に認定されている「対象職種」以外に、「主な受講対象者」という項目もありますが、「主な受講対象者」は、講習内容に照らし、対象となる学校種等をわかりやすく示すために大学が独自に設定しているものであり、当該項目に所持する免許状の教科が明記されていない場合も、該当する職種を対象にした講習であれば、教員免許更新のための講習と認められます。</p>

複数の免許状を所持する場合の選択領域の講習の選び方

①新免許状所持者の場合

新免許状所持者の場合、所持する免許状に対応した講習の受講が必要です。したがって、職種が異なる免許状を所持する場合、それぞれの免許状の職種に応じて講習を受講する必要があります。(例①参照)

(例①)

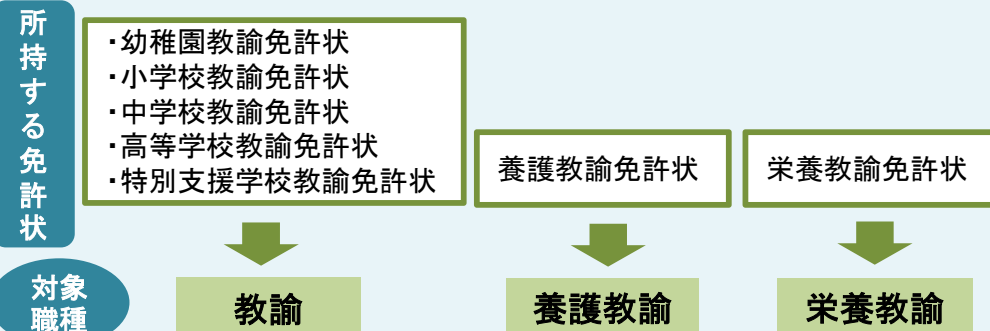
- ・幼稚園教諭として勤務
- ・幼稚園教諭免許状を所持
- ・養護教諭免許状を所持

※所持する免許状の職に応じて、「教諭」「養護教諭」を対象にした講習の受講が必要です。

(パターン1: 1つの職に対応した
選択領域の講習を受講した場合)
必修領域……………6時間
選択必修領域……………6時間
選択領域(教諭向け)………18時間
選択領域(養護教諭向け)18時間

(パターン2: 複数の職に対応した
選択領域の講習を受講した場合)
必修領域……………6時間
選択必修領域……………6時間
選択領域(教諭・養護教諭向け)
……………18時間

免許状と対象職種の対応図



②旧免許状所持者の場合

旧免許状所持者の場合、現在の職(教職に就いていない場合は今後就くことを希望する職)に対応した講習の受講が必要です。また、現在就いていない職のみに対応している講習は受講できません。(例②参照)

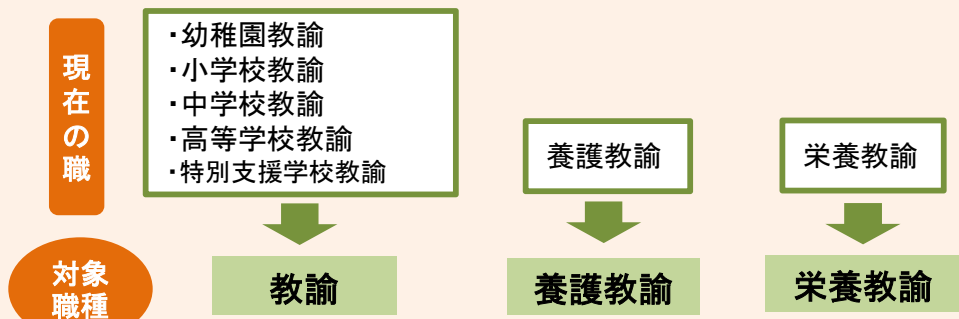
(例②)

- ・幼稚園教諭として勤務
- ・幼稚園教諭免許状を所持
- ・養護教諭免許状を所持

必修領域……………6時間
選択必修領域……………6時間
選択領域(教諭向け)………18時間

※幼稚園教諭として勤務しているため、教諭向けの講習を受講することで、幼稚園教諭・養護教諭両方の免許状を更新することができます。ただし、養護教諭として勤務していないため、養護教諭向けのみ講習を受講したとしても、免許状を更新することはできませんので、御注意ください。

現在の職と対象職種の対応図



※教職に就いていない場合、今後就くことを希望する職に応じて講習を選択します。

異なる職種の講習を受講した場合、免許状更新のための講習として活用することはできません。講習を受講する際は、現在の職や所持する免許状に対応した講習であることを必ず確認してください。

